

内閣参質一七七第一三一号

平成二十三年五月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員中原八一君提出柔道整備師養成施設などへの学割・通学定期券の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員中原八一君提出柔道整復師養成施設などへの学割・通学定期券の適用に関する質問に対す

る答弁書

一から三までについて

御指摘の旅客鉄道株式会社における柔道整復師養成施設の生徒に対する学校学生生徒旅客運賃割引の適用及び通学定期乗車券の販売については、現在、各社において修業年限や年間授業時数等を要件とする取扱規則を定めており、これに基づき、ほとんどの柔道整復師養成施設の生徒がその対象とされていると承知しているが、その具体的な対象範囲については、各社が自らの経営判断により決定するものであると考

えている。

